

議案第31号

北名古屋市児童クラブ室の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

北名古屋市児童クラブ室の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第105号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成24年3月2日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、師勝西小学校の校舎内で実施している児童クラブを、新たに設置する児童クラブ室で運営することに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市児童クラブ室の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市児童クラブ室の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

師勝西児童クラブ室	北名古屋市鹿田清水64番地
-----------	---------------

第4条中「師勝南ほほえみ児童クラブ、師勝南ゆめっ子児童クラブ、西春ほほえみ児童クラブ及び西春ゆめっ子」を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。